

平成 25 年度

標茶町一般廃棄物処理基本計画書

概 要 版

平成 26 年 2 月

北海道標茶町

標茶町一般廃棄物処理基本計画 概要版

目 次

第1編 一般廃棄物処理基本計画	1
はじめに	
第1章 一般廃棄物処理基本計画の基本的事項	2
1 本計画の対象地域	
2 対象廃棄物	
3 計画の期間	
第2編 ごみ処理基本計画	4
第1章 ごみ処理の現状と課題	
1 ごみ処理の現状	
2 ごみ排出量の実績及び性状	5
3 ごみ処理（焼却炉）の実績	8
4 ごみの減量化と再生利用に関する現状	9
5 ごみ処理の評価	10
6 ごみ処理の現状と課題	11
6.1 ごみ排出抑制の課題	
6.1.1 ごみ排出量原単位	
6.1.2 ごみ処理状況	13
6.1.3 ごみのリサイクル率	14
6.1.4 最終処分量	15
6.2 収集・運搬	16
6.3 中間処理	17
6.3.1 焼却炉	
6.3.2 資源化施設	18
6.4 最終処分場	
6.5 ごみ処理経費	19
6.6 小動物の処理	20

第2章	ごみ処理基本計画	21
1	ごみ処理計画の目標	
2	人口推計	
3	ごみ発生量の予測	22
4	今後のごみ処理体制	23
5	ごみ処理施設整備の基本方針	24
5.1	処理施設の整備対象	
5.1.1	現有焼却処理施設の解体	
5.1.2	マテリアルリサイクル(資源化)推進施設の整備	
5.1.3	熱回収(焼却処理)施設の整備	25
5.1.4	最終処分場の整備	
第3編	生活排水処理基本計画	28
第1章	基本方針	
1	生活排水処理施設整備の基本方針	
第2章	生活排水の排出状況	29
1	生活排水処理体系の現状	
2	生活排水の処理体系別人口の推移	30
第3章	生活排水処理基本計画	32
1	生活排水の処理計画	
2	し尿・汚泥の処理計画	34

第 1 編 一般廃棄物処理基本計画

はじめに

平成 20 年度に策定した『標茶町ごみ処理基本計画』では、各種法令の改正や廃棄物に係る諸課題に対応し、廃棄物の発生抑制、循環型社会形成の推進と廃棄物の適正処理により生活環境の保全を図ることを目的として、『平成 4 年基本計画』を改定し、平成 21 年度を始期として平成 25 年度までの 5 年間を計画期間とする標茶町ごみ処理基本計画が策定された。

そのような中、本計画（『標茶町一般廃棄物処理基本計画』）では現有最終処分場が平成 30 年中に埋立完了となる見込みであること、供用開始から 18 年を経過するごみ焼却炉の老朽化など、本町のごみ処理を取り巻く環境が大きな転換期を迎えていることから、ごみ処理基本計画を見直し、より一層の循環型社会形成を目指すため新たな『ごみ処理基本計画』を策定することとした。あわせて人口散在地域における合併処理浄化槽の整備などによる生活環境の改善と、水質汚濁防止を目的とする『生活排水処理基本計画』を策定している。

第1章 一般廃棄物処理基本計画の基本的事項

1 本計画の対象地域

本計画は、標茶町全域を対象地域とする。

2 対象廃棄物

対象とする廃棄物は、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物とする。

3 計画の期間

計画の期間は、平成26年度～平成40年度までの15年間とし、その後、5年ごとの平成30年度と平成35年度を中間目標年度に設定する。なお、この中間目標年度においては、社会環境等の状況変化に応じて柔軟に計画の見直しを行うものとしている。

表 1.1.3.1 計画期間と目標年度

年度	平成															
	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
内容	計画策定					中間目標					中間目標					計画目標

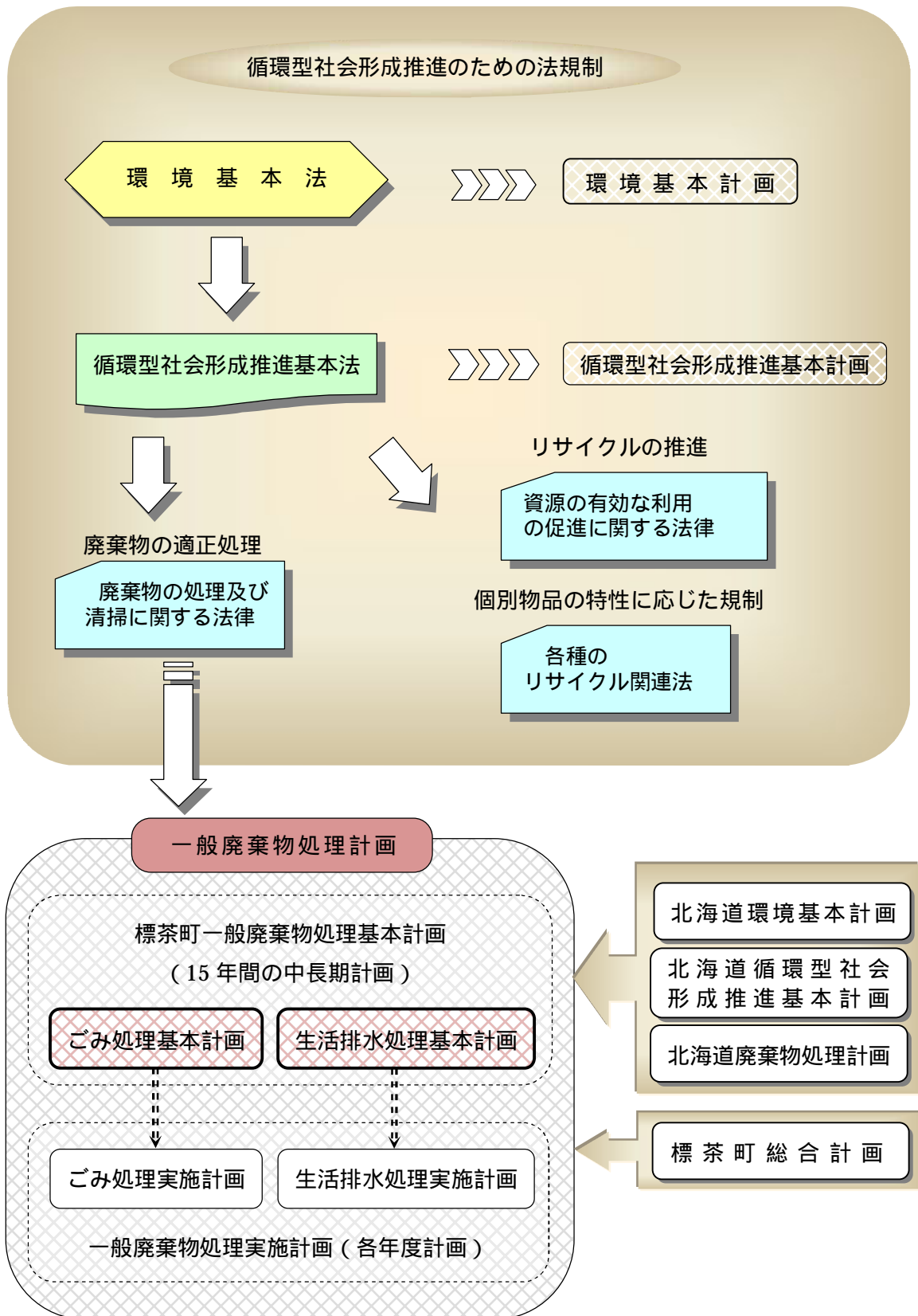


図 1.1.3.1 一般廃棄物処理（ごみ処理・生活排水処理）基本計画の位置づけ

第 2 編 ごみ処理基本計画

第 1 章 ごみ処理の現状と課題

1 ごみ処理の現状

表 2.1.1.1 ごみ収集品目の分別状況（6 分別 12 種類）及びごみ処理区分
（平成 25 年 4 月現在）

分別項目と種類		分別開始 年 月	有料化 状 況	排出場所	収集方法	処理・処分			
可燃ごみ		平成 4 年	平成 7 年 6 月 有 料 (従量制)	戸別収集	定期回収	焼却処理施設			
不燃ごみ						埋立処分場 (一部) 資源ストックヤード			
生ごみ						焼却処理施設			
粗大ごみ						直接搬入 収集申込	埋立処分場 焼却処理施設		
有害ごみ		平成 12 年	無 料		戸別収集	定期回収	資源ストックヤード リサイクルセンター		
資源ごみ	紙 類	新聞、雑誌類 段ボール	平成 4 年				無 料	定期回収	資源ストックヤード
		その他紙、厚紙類 紙パック	平成 16 年						
		シュレッダー くず	平成 17 年						
		牛乳パック類	平成 13 年						
	衣 類	平成 16 年	資源ストックヤード リサイクルセンター						
	缶	平成 4 年							
	ペットボトル類	平成 12 年							
	ピ ン 類	平成 4 年							
	食品トレイ	平成 13 年							
	その他プラス チック類	平成 19 年		資源ストックヤード					

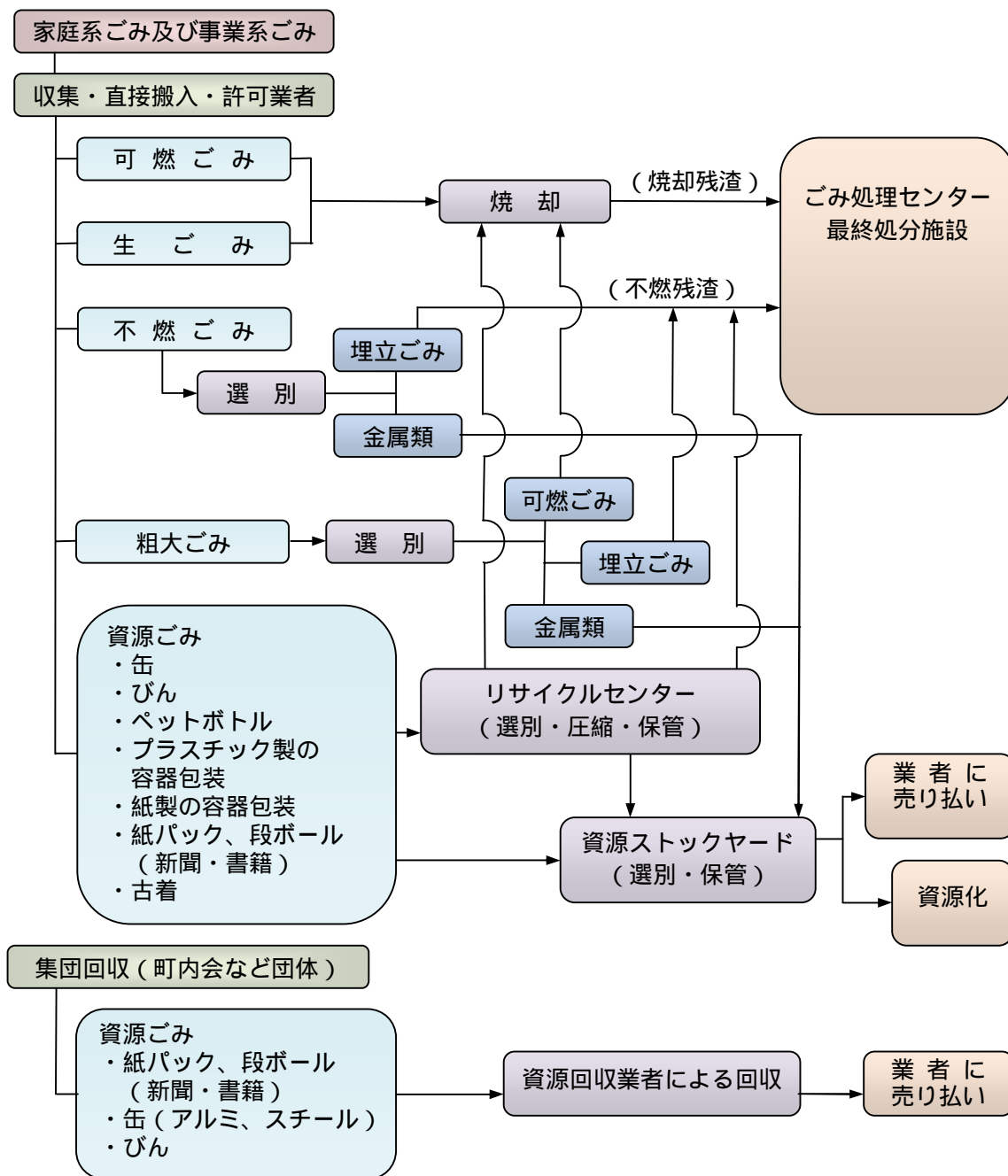
* . 資源ストックヤード：選別・保管

* . リサイクルセンター：選別・圧縮・保管

2 ごみ排出量の実績及び性状

標茶町における家庭系ごみ及び事業系ごみの分別区分は、以下のとおりである。

また、事業系ごみは、家庭系ごみの分別区分に準じて直接搬入（排出者）により排出されている。



* . 事業系ごみは、計画収集していないため直接搬入及び許可業者による搬入となっている。

図 2.1.2.1 ごみ処理の流れ

(1) ごみの排出量実績

標茶町におけるごみの分別区分は、「標茶町分別収集計画」に基づき分別・排出されており、排出量の推移は平成 15～24 年度の 10 年間ににおけるごみ排出量(H24/H15 比：82.9%)で、収集人口 (H24/H15：88.6%) よりも減少率が大きくなっている。

表 2.1.2.1 家庭系・事業系ごみ排出量の実績割合

年度 区分	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
行政人口 (人)	8,291	9,260	9,102	8,906	8,719	8,567	8,535	8,447	8,410	8,291
家庭系ごみ量 (t/年)	2,599	2,522	2,569	2,617	2,487	2,413	2,407	2,426	2,454	2,418
事業系ごみ量 (t/年)	835	627	681	593	528	392	711	522	396	430
排出ごみの総量 (t/年)	3,434	3,149	3,250	3,210	3,015	2,805	3,118	2,948	2,850	2,848

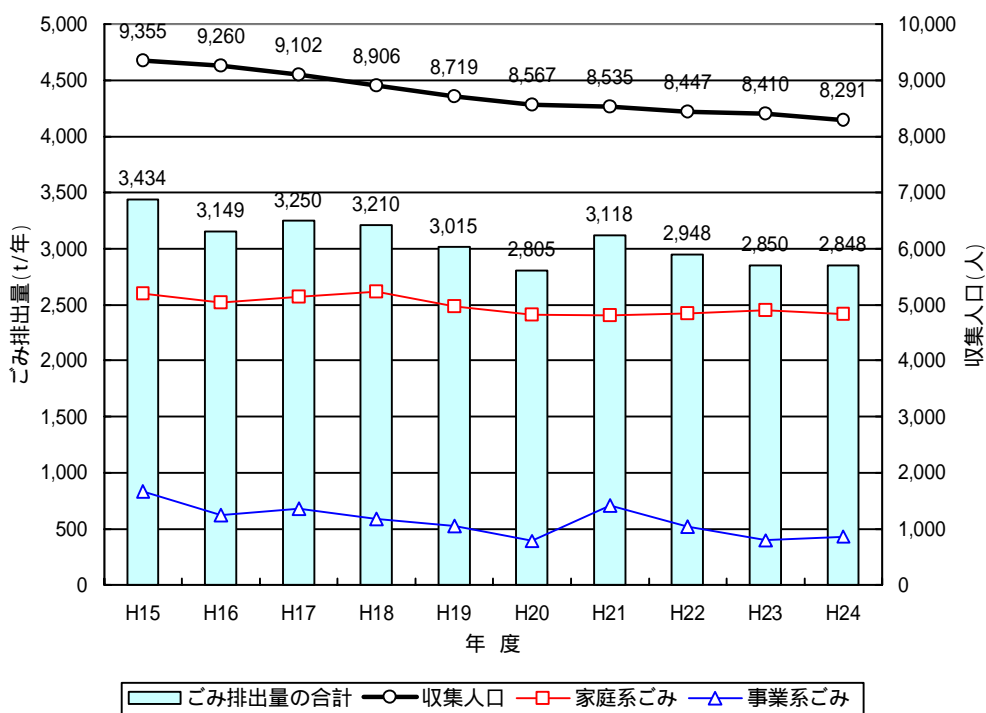


図 2.1.2.2 ごみ排出量の実績推移

(2) 資源ごみの排出量実績

資源回収の平成 24 年度実績では、紙類(新聞、段ボール、雑誌)が資源ごみの約 68% を占め、その他紙を含めると資源ごみの約 76%となっている。次いでびん類(無色、茶色、その他及び生きびん)が資源ごみの約 8%となっている。

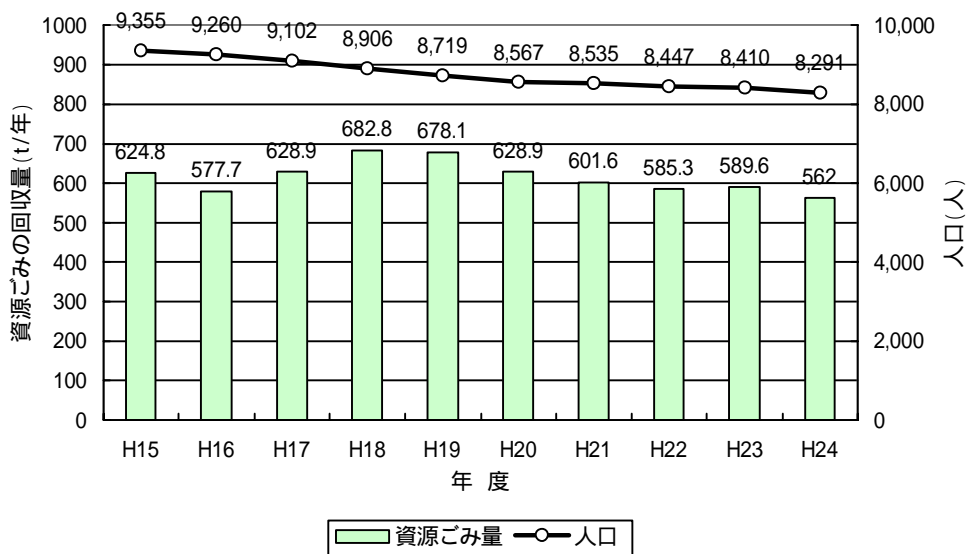


図 2.1.2.3 資源回収量の推移(主な区分の抜粋)

上図に見られるように、平成 16~18 年度にかけて資源ごみの回収量が、約 10%/年の増加傾向を示していた。この要因として考えられるのは、平成 19 年度まで実施してきたごみ処理分別に係る住民説明会の開催などによる『住民意識の向上』によるものと想定される。

3 ごみ処理（焼却炉）の実績

焼却炉における処理量の実績では、平成 17 年度以降で減少傾向を示し、平成 20 以降では横這い傾向で推移している。また、ごみ区分では収集可燃ごみが焼却量の約 75%（H24）を占めている。

表 2.1.3.1 焼却炉の運転実績

（単位：t）

年度 区分	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
収集ごみ	1,631	1,588	1,589	1,572	1,488	1,477	1,489	1,494	1,488	1,515
直接搬入ごみ	497	641	711	504	463	407	392	400	397	448
産業廃棄物	1.5	0.2	0.3	11.3	29.1	18.7	24.9	29.7	28.5	23.7
焼却量 計	2,130	2,230	2,301	2,087	1,980	1,903	1,906	1,923	1,913	1,987

（資料：標茶町住民課）

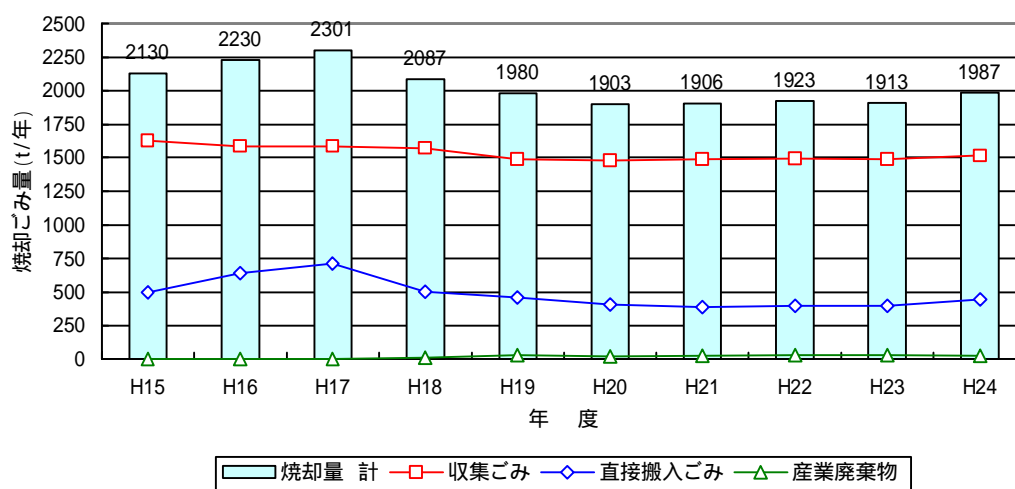


図 2.1.3.1 焼却炉における処理量の推移

4 ごみの減量化と再生利用に関する現状

(1) 資源回収の各種取り組みについて

クリーンタウン推進員の配置

本町では、地域会・町内会長からの推薦により町が委嘱する『クリーンタウン推進員』を配置し、地域会・町内会において生活環境の保全に係る活動を行っている。

標茶町ごみ減量化対策事業推進実行委員会

商工業、農業、消費者、町などの関係団体により、エコバックの普及推進、その他のごみ減量化に関する協議と事業展開を行っている。

ごみの分別説明会

地域会・町内会、各種団体等の申込を受けて担当係が訪問し、ごみの分別方法について説明を行っている。

クリーンセンター視察・見学の受け入れ

学校、各種団体等の申込を受けて、クリーンセンター施設の案内と、ごみの現状や処理方法などの説明を行っている。

買い物袋持参運動

商工会をはじめ、消費者協会・女性団体・自治会など 11 団体が運動に取り組んできた。

拠点回収の推進

本町では小売店・スーパーなどが、ごみの減量化・リサイクルを目的として、容器包装リサイクル法の対象品目の拠点回収の推進に取り組んでいる。

また、現在では民間業者により食用油の廃油も収集されており、今後も作業環境を向上させ、さらに廃油の収集量を増やすことが必要となっている。

集団回収の推進

本町では、容器包装リサイクル法などにに基づき資源物の有効利用及び分別収集の徹底を図るべく減量化に取り組んでいる。そして、町内会や学校などの団体では自主的に実施する資源物の集団回収が実施されている。

その他、資源回収などに係る助成制度

(標茶町ごみ減量化資源化促進対策事業実施及び助成に関する規則(平成4年標茶町規則第9号)第5条)

5 ごみ処理の評価

ごみ処理の評価結果では、『1人1日当たりの総排出量』と『減量化率』で全道平均値を上回る良好な結果を示している。

一方で、特に『最終処分量』の評価が全道平均を大きく下回っている。この要因として考えられるのは、焼却炉における焼却効率に起因する焼却残渣量（H23 実績の『焼却残渣量÷焼却処理量 = 約25%』（*1））であると考えられる。

以下に、各項目の評価結果を示す。

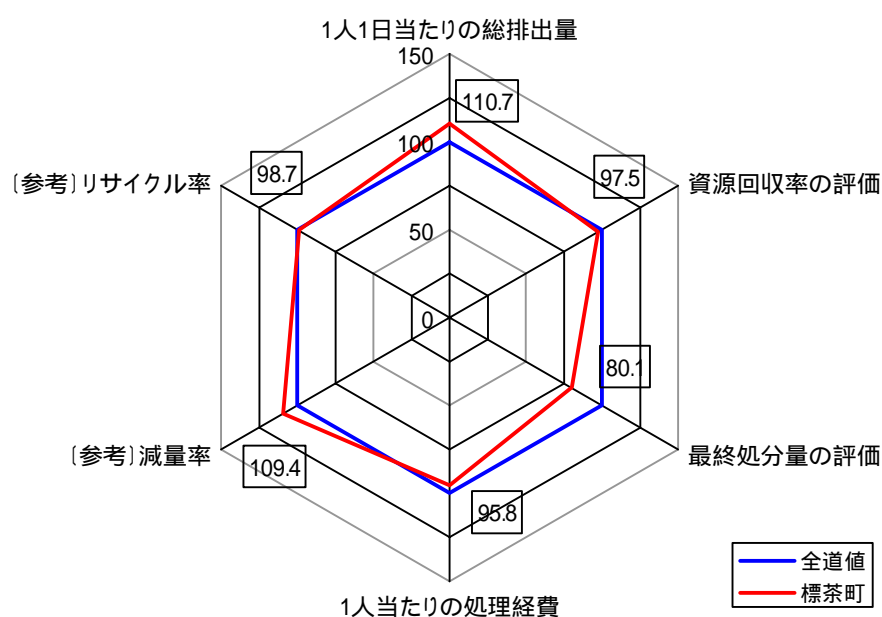


図 2.1.5.1 ごみ処理評価の結果

6 ごみ処理の現状と課題

6.1 ごみ排出抑制の課題

6.1.1 ごみ排出量原単位

(1) ごみ排出量原単位の現状

本町におけるごみの1人1日当たりの排出量(収集ごみ+直接搬入ごみ+集団回収及び拠点回収)は、過去10年間(平成15年~平成24年)の平均値が『957g/人・日』である。それに対して、北海道の過去9年間(平成15年~平成23年)の平均値『1,129g/人・日』及び、全国過去9年間(平成15年~平成23年)の平均値『1,069g/人・日』を大きく下回り、良好な結果となっている。

なお、家庭系ごみの排出量原単位では、平成20年度を下限量として年々微増傾向にあり、全国・北海道の平均値を大きく上回っている。

表 2.1.6.1 ごみ総排出量原単位(1人1日当たり)

(単位:g/人・日、年度)

区分	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
標茶町	1,006	932	978	987	947	897	1,001	956	928	941
北海道	1,254	1,222	1,221	1,193	1,134	1,072	1,037	1,020	1,006	-
全国	1,163	1,146	1,131	1,115	1,089	1,033	994	976	975	-

* . 標茶町の排出量原単位は、標茶町住民課(収集資料)による算出値であり、平成24年度は集団回収量を含んだ原単位を示している。

* . 北海道・全国は、「一般廃棄物処理実態調査結果」(総務省)による。

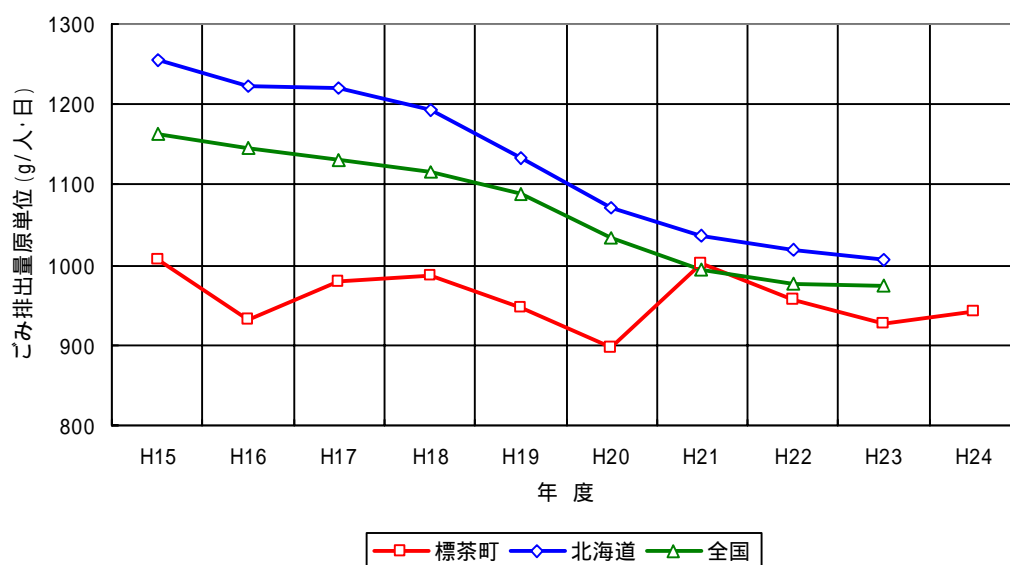


図 2.1.6.1 ごみ総排出量原単位の推移

表 2.1.6.2 家庭系ごみ排出量原単位（1人1日当たり）

（単位：g/人・日、年度）

区分	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
標茶町	761	746	773	805	781	772	773	787	799	799
北海道	763	763	792	782	763	731	714	698	696	-
全国	803	791	783	777	768	733	709	697	697	-

* . 標茶町の排出量原単位は、標茶町住民課（収集資料）による算出値である。

* . 北海道・全国は、「一般廃棄物処理実態調査結果」（総務省）による。

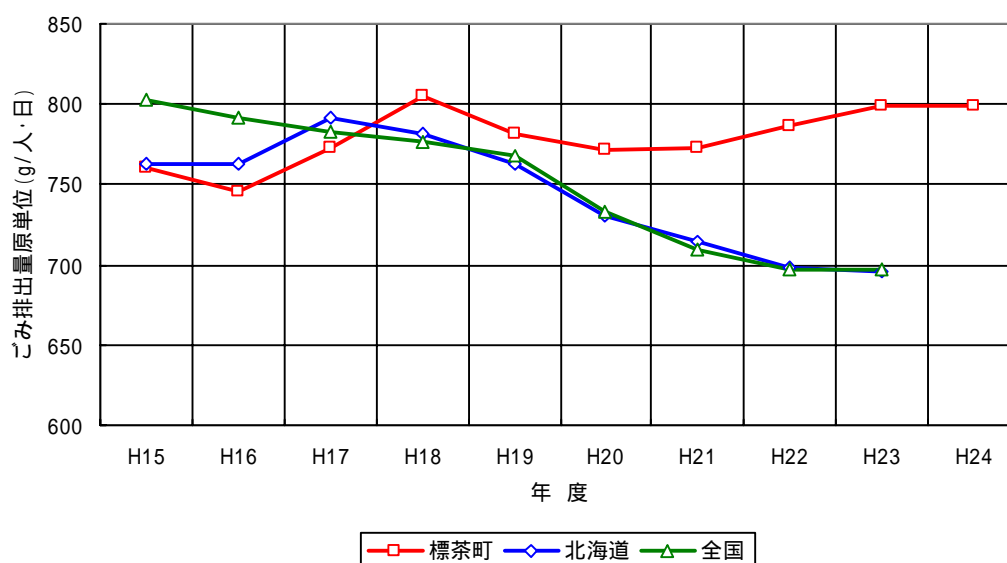


図 2.1.6.2 家庭系ごみ排出量原単位の推移

(2) ごみ排出量原単位の課題

ごみ排出量原単位は、上述したように北海道平均・全国平均を大きく下回る良好な結果となっているが、家庭系ごみ原単位では「可燃ごみ」が平成 19 年度以降微増傾向にあり、人口減少化で原単位は増加傾向を示す結果となっている。

また、事業系ごみでも「不燃ごみ」が平成 20 年度以降増加しており、一層の排出抑制の促進が望まれる状況となっている。

なお、家庭系ごみは、本町では事業所兼用住宅も多いことから、事業系ごみの一部が家庭系ごみとして排出されていることも想定される。

6.1.2 ごみ処理状況

(1) ごみ処理の現状

「ごみの総処理量」に対する「直接最終処分量」は、焼却処理・中間処理及び直接資源化の状況により表される数値である。全国の場合では、土地取得・確保の状況によるものと想定されるが、北海道に比べて「直接最終処分量」の率が非常に低いことがわかる。北海道内の平均と比較すると本町の「直接埋立率」は、近年大きな変動を示しているものの概ね北海道平均値を下回る「直接埋立率」となっている。

表 2.1.6.3 直接埋立率

(単位：%、年度)

区分	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
標茶町	19.6	10.5	9.1	12.7	12.1	9.3	18.1	13.2	9.4
北海道	28.8	24.6	19.4	16.2	13.3	12.7	11.9	11.8	11.1
全国	3.6	3.5	2.9	2.5	2.5	1.8	1.6	1.5	1.4

* . 「一般廃棄物処理実態調査結果」(総務省)による。

* . 直接埋立率 = [直接最終処分量 ÷ ごみの総処理量] × 100

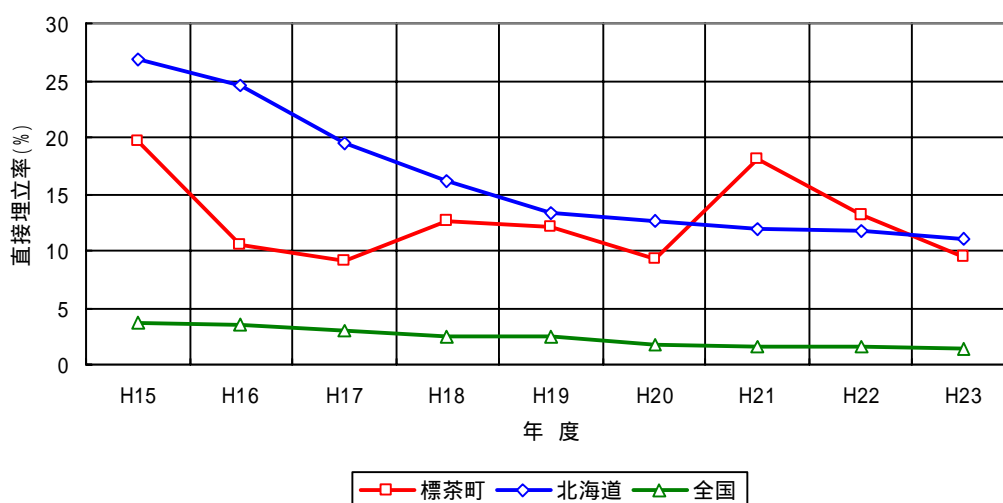


図 2.1.6.3 直接埋立率の推移

(2) ごみ処理の課題

「直接埋立率」が大きくなればなるほど、埋立処分場に係る負担は増すことになる。本町では、焼却炉及び資源ストックヤードが整備されており、直接最終処分量を減量化する施策を講じてきているが、今後は粗大ごみの破碎による焼却など、直接最終処分量の減量化に向け施策の検討も課題となっている。

6.1.3 ごみのリサイクル率

(1) リサイクル率の現状

本町のリサイクル率は、平成 20 年度まで全国・北海道のリサイクル率を上回っていたが、平成 21・22 年度に事業系可燃ごみが増えたことから、ごみの総量に対するリサイクル率が減少する結果となっている。

なお、『ごみのリサイクル率』については、国・北海道で基本方針とする指標の目標値を設定しているが、その目標値には達しない状況となっている。

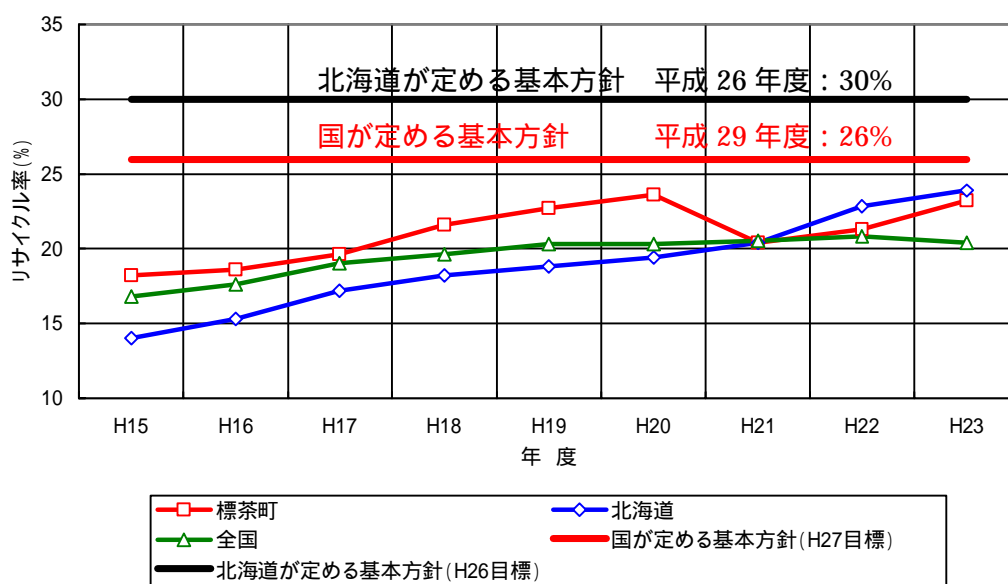


図 2.1.6.4 リサイクル率の推移

(2) リサイクル率の課題

この結果を踏まえて、本町では更なるリサイクル率向上のための再資源化対策が課題となる。また可燃ごみ・不燃ごみに含まれるプラスチック類などについては、容器包装リサイクル法の動向も注視しながら、資源化可能廃棄物として、その処理の在り方を検討することが必要となっている。

また、標茶町におけるリサイクル率については、町内の各団体において集団回収されている資源ごみの実態把握を行い、本来の町内発生ごみに係るリサイクル率を整理していくことが必要となっている。

6.1.4 最終処分量

(1) 最終処分量（1人1日当たり）の現状

本町におけるごみ排出量に対する1人1日当たり最終処分量は、平成21年度まで北海道平均値を下回る良好な結果を示していたが、平成21・22年度には事業系不燃ごみの大量排出により全国・北海道平均値を大きく上回る状況となっている。平成23年度には、事業系不燃ごみの排出量も平成20年度並みに落ち着き、北海道平均値に肉薄するまでになっている。

表 2.1.6.4 最終処分量（1人1日当たり）

（単位：g/人・日、年度）

区分	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
標茶町	357	249	252	267	271	238	318	288	238
北海道	517	465	374	324	274	252	232	216	211
全国	182	174	157	146	136	119	109	104	104

* 「一般廃棄物処理実態調査結果」（総務省）による。

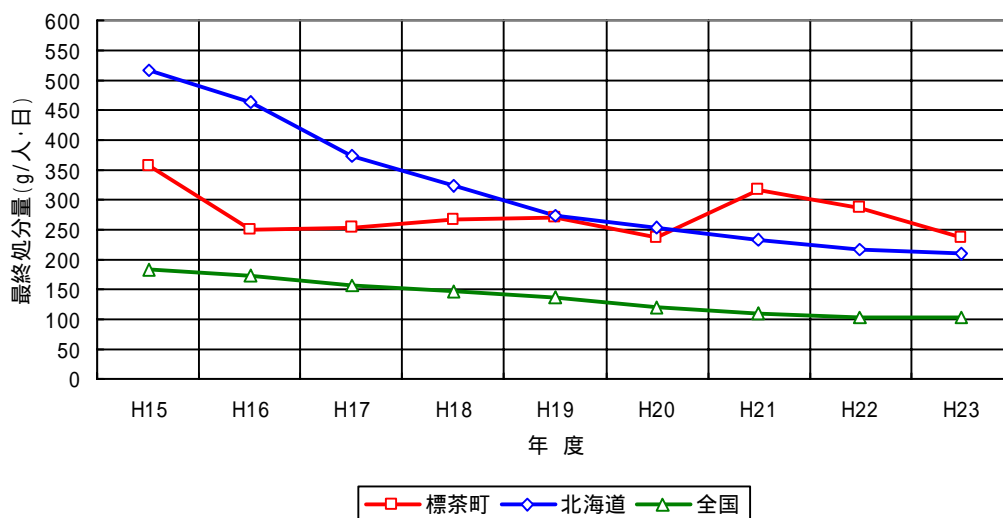


図 2.1.6.5 最終処分量（1人1日当たり）の推移

(2) 最終処分量（1人1日当たり）の課題

最終処分量（1人1日当たり）の課題としては、直接埋め立てされている不燃ごみと粗大ごみの排出量と処理方法にあるもと考えられる。排出量の抑制については、住民・事業者における意識向上に期待することになるが、粗大ごみについては破砕するなど中間処理による最終処分量の減量などの手法を検討することが必要となる。

6.2 収集・運搬

(1) 収集・運搬の現状

本町では、平成 7 年 6 月より家庭系から排出されるごみについて、指定袋若しくは収入証紙による収集を行っており、ごみの分別・減量化に効果を発揮している。

(2) 収集・運搬課題

少子化・高齢化がまちづくりの課題となっており、様々な場面での子育て支援、介護支援が求められている。特に乳幼児を持つ家庭や在宅介護世帯では、その生活に関わるごみの排出も課題となっている。

事業所は減少しているものの、事業系ごみ量は増減する傾向にある。このため事業所に対しても、ごみの削減に向けた指導を進める必要がある。

プラスチック製容器包装については、現在の収集・処理システムや環境への負荷、新たな処理技術の動向を見据える必要がある。

資源回収については、町内会・団体等による集団資源回収を行っているところであるが、今後は更なる資源回収率の向上を目指す必要がある。

ごみの不法投棄やポイ捨てに対して『自然の番人宣言(*1)』の取り組みにより、ごみの不法投棄やポイ捨て撲滅の防止効果を図っている。この取り組みは、今後も『自然の番人宣言』を引き継ぐことで、今の自然環境を次世代へ伝えることが必要である。

(*1)『自然の番人宣言』

釧路圏域に住む住民として自然の番人として立ち上がり、廃棄物の不法投棄やポイ捨てなどから自然環境を守り、引き継ぐことを宣言するものである。

生ごみ処理については、家庭内で通年処理出来る家庭内生ごみ処理機の導入について、助成制度を設けて一般家庭への導入を図りごみの減量化を行っている。今後は、ディスポーザーの導入による生ごみの下水道投入処理など、さらに減量化を推進するための施策の検討が必要である。

分別収集の多様化により、収集効率の低下や経費の増大が予想されるため、収集体制の見直しについても検討する必要がある。

6.3 中間処理

6.3.1 焼却炉

(1) 焼却処理施設の現状

本町の焼却処理施設は、現有の 期最終処分場の供用開始にあわせて、平成 7 年 3 月に竣工・運転開始（処理能力：13.44t/8hr）して、平成 24 年度末までに 18 年間供用している。

運転実績は、焼却施設の供用開始から平成 13 年度までは、全国・全道平均値を下回る焼却処理に伴う燃え殻発生量の率であったが、平成 14 年度の『ダイオキシン類特別措置法』適用以降は、焼却処理に伴う燃え殻発生量の率が『20～25%』となっており、全国・北海道平均値に対して約 2 倍の発生量の率となっている。

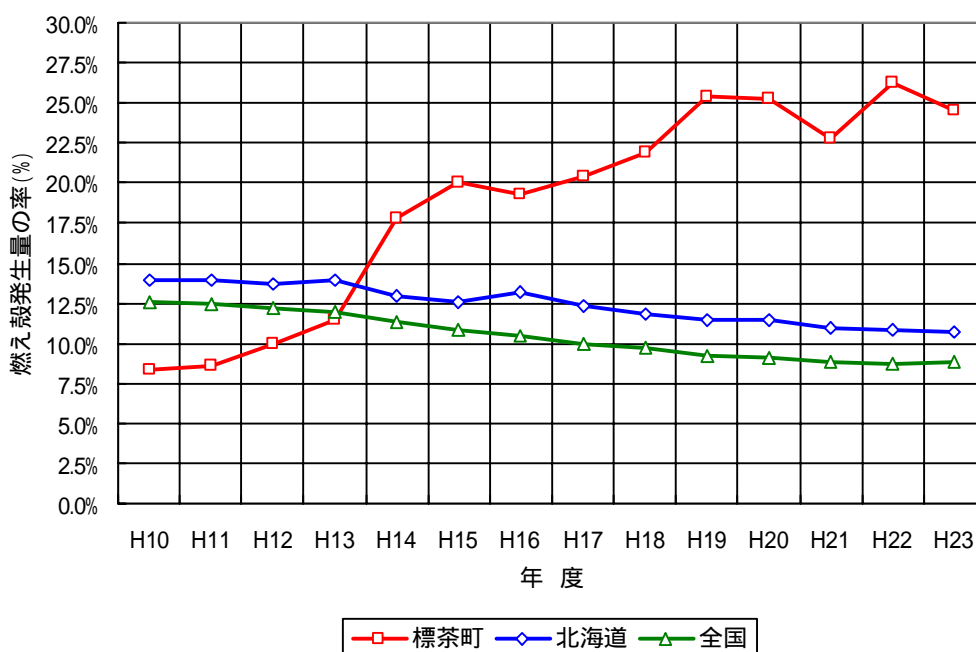


図 2.1.6.6 焼却処理に伴う燃え殻発生量の率の推移

(2) 焼却処理施設の課題

現有焼却施設は供用開始から 18 年が経過していることから、施設の老朽化による損傷が激しく補修費用が増大するとともに、焼却効率の低下により焼却量に対する燃え殻発生量も高く、埋立処分地へかかる負担が大きくなっており、施設を早急に更新する必要が生じている。

6.3.2 資源化施設

(1) 資源化施設の現状

標茶町における資源化施設は、資源ストックヤードと標茶町リサイクルセンターがクリーンセンターの敷地内に整備され、資源ごみの選別と保管を行っている。設備としては、缶の選別・圧縮機（200kg/hr）とペット圧縮梱包処理施設（100kg/hr）が整備されている。

これらの施設では、近年搬入量が微減傾向にあるが大きな変動は無く、安定した稼働状況にある。

(2) 資源化施設の課題

資源物とする品目の増加により、現状のストックヤードスペースが不足し、一部のリサイクル品を屋外でストックせざるを得ない状況であることから、新たなストックヤードの整備が必要となっている。

6.4 最終処分場

(1) 最終処分場の現状

本町では、平成7年度より10年間（平成16年度）を埋立期間とする現有処分場で埋立処分を行っているが、ごみの排出に係る住民意識の向上や、ごみの資源化に係る施策効果もあり、平成24年度末で18年を経過している。

平成24年度には、現地測量調査を伴う『標茶町一般廃棄物最終処分場残余容量調査』を実施しており、現在供用している第 期埋立処分場が、平成28年4月で埋立完了となる見込みとなっている。

(2) 最終処分場の課題

現有処分場が平成30年で埋立完了となる見込みであり、新造成地（第 期）の最終処分場整備が急務となっている。

6.5 ごみ処理経費

(1) ごみ処理経費の現状

1t 当たりの処理原価は、ごみ処理量の減少と整合せず経年的に増減し、平成 20 年度を除くと微増傾向にある。

また、1 人当たりの処理原価も 1t 当たりの処理原価と同じ傾向で、微増傾向であると捉えることができる。

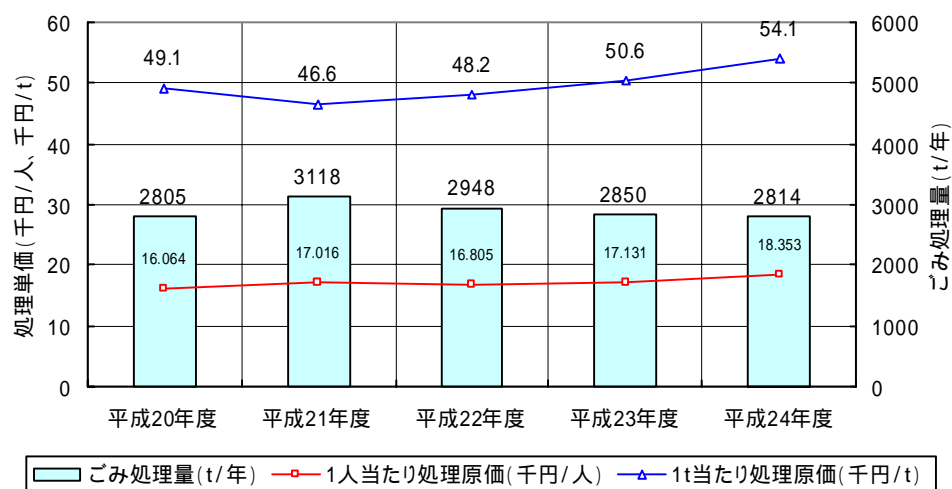


図 2.1.6.7 ごみ処理原価の推移

(2) ごみ処理経費の課題

今後は、ごみ焼却処理施設に係る施設修繕費の増加や資源リサイクルの推進によるごみ減量化に伴い、環境への負荷低減に配慮した安全・安心で、適正なごみ処理に取り組むための経費の増加が予想される。

本町としても、住民や事業者と一体となって効果的なごみの排出抑制や、リサイクルに取り組むとともに民間の処理業者を活用するなど、今まで以上に効率的な処理を行うことで、経費の削減に努めることが課題となっている。

6.6 小動物の処理

(1) 小動物処理の現状

野生動物（特にエゾシカ）の処理件数は、年々、生息頭数と同様に増加傾向にある。これらの死がいは、廃棄物処理法で『ごみ』として扱われるため、本町では焼却処理施設で焼却後、管理型最終処分場で埋立処分されている。

表 2.1.6.5 野生動物の処理実績

項 目		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
エゾシカ	頭数（頭）	132	231	181
	重量（kg）	6,216	9,550	11,290
キツネ	頭数（頭）	20	34	45
	重量（kg）	100	170	225

資料：標茶町住民課

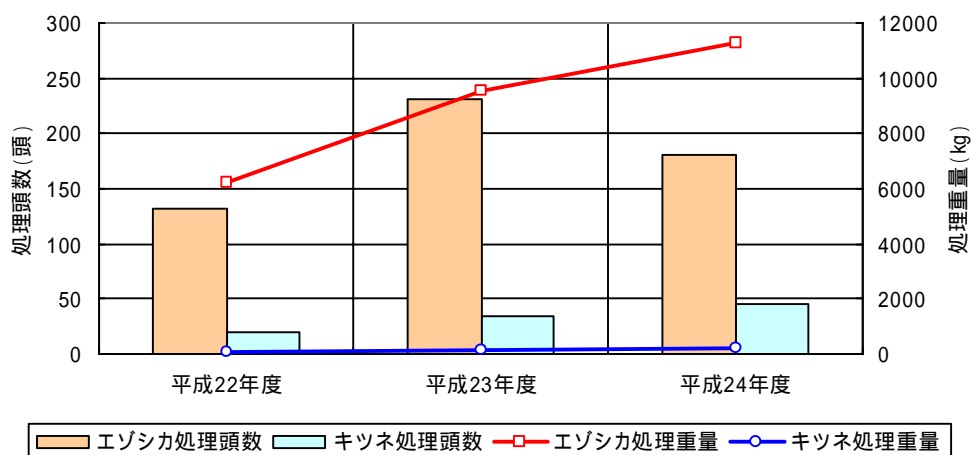


図 2.1.6.8 野生動物の処理実績

(2) 小動物処理の課題

小動物の死がいの焼却処理では、計画量としてカウント出来ない（年間数量を算出するのは困難）ことと、処理量が多くなれば焼却炉の運転能力への影響や、焼却効率への影響が心配される。

第2章 ごみ処理基本計画

1 ごみ処理計画の目標

計 画 期 間 ; 平成 26 年度～平成 40 年度 (15 年間)

中間目標年度 ; 平成 30 年度、平成 35 年度 (5 年毎の見直し)

2 人口推計

ごみ処理基本計画における人口推計は、「標茶町第4期総合計画」及び「日本の市区町村別将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所)」(以下、『人口問題研究所』という。)に基づき、平成40年度人口を『6,480人』と推計する。

表 2.2.2.1 一般廃棄物処理基本計画における人口

(単位:人)

年 度	計画人口	備 考
平成 24 年度	8,291	現状(9月30日) (外国人は、別途 34 人)
30	7,540	中間目標
35	7,000	中間目標
40	6,480	目標年度
44	6,080	第 2 期埋立地埋立完了

3 ごみ発生量の予測

(1) ごみ排出量の将来見通し

目標年度の平成 40 年度において、家庭系ごみと事業系ごみを合わせたごみの排出量は、2,211t/年が見込まれる。これは現状（平成 24 年度）と比較すると、637t/年（22%）となる。

表 2.2.3.1 ごみ排出量の将来見通し

区 分	平成 24 年度	平成 30 年度	平成 35 年度	平成 40 年度	平成 44 年度
	(現状)	(中間目標)	(中間目標)	(目標年度)	(埋立完了)
行政区域内人口	8,291 人	7,540 人	7,000 人	6,480 人	6,080 人
家庭系ごみ原単位	799 g/人/日	791 g/人/日	783 g/人/日	775 g/人/日	775 g/人/日
家庭系ごみ排出量	2,418 t/年	2,176 t/年	2,001 t/年	1,833 t/年	1,719 t/年
事業系ごみ排出量	430 t/年	386 t/年	382 t/年	378 t/年	378 t/年
一般廃棄物排出量	2,848 t/年	2,562 t/年	2,383 t/年	2,211 t/年	2,097 t/年

* . 平成 24 年度で、外国人人口を含む行政人口は 8,325 人となっている。

* . 家庭系ごみ排出量は、集団回収資源ごみを含んでいる。

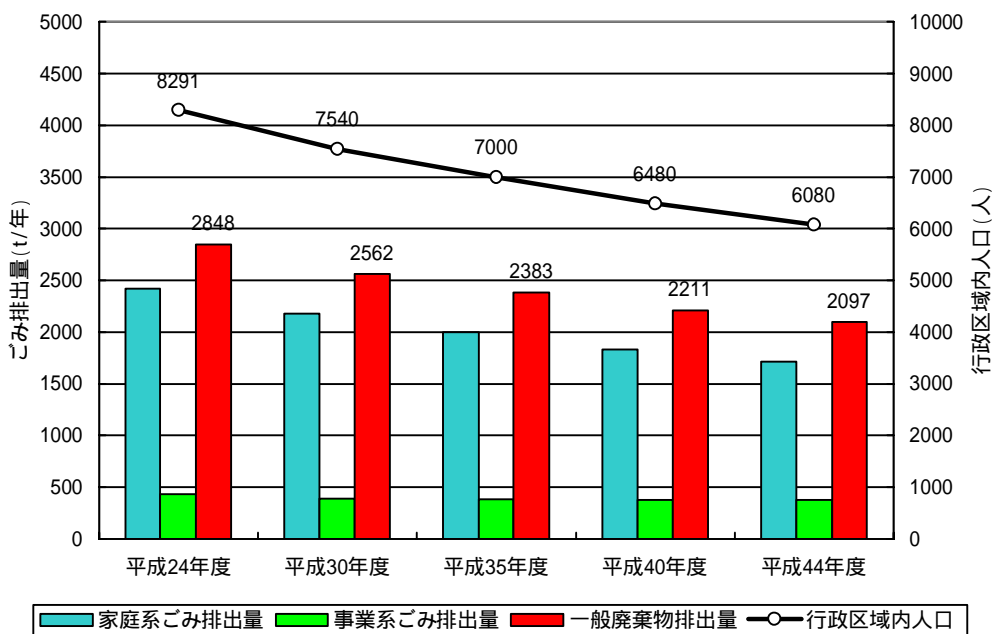


図 2.2.3.1 ごみ排出量の将来見通し

4 今後のごみ処理体制

(1) 処理体制の改善

現状では、不燃ごみ、粗大ごみの一部及び焼却残渣などを最終処分場に埋立処分しているが、施設を維持するために必要な処理単価(円/人、円/t)は上昇している。さらに既存の第一期埋立処分場は、現状で平成30年度(10%の埋立増量計画による)には計画容量に達する見込みである。

そのため、本計画では効率的な最終処分場の運営を図るべく、第一期埋立処分場の整備にあわせて、機器更新などによる費用負担増加や焼却残渣発生量の増加が見られる焼却炉を新設する計画である。

(2) 将来におけるごみ処理体制の改善

小動物(特にエゾシカ)処理の改善

道東に位置する本地域では、野生動物(特にエゾシカ)の処理・処分は統一した課題事項となっている。本町では現有焼却処理施設及び、新設焼却処理(計画)施設で出来る限り焼却処理し、減容化する計画である。

しかし、周辺町村では焼却処理施設を持たず釧路広域連合の焼却処理施設まで長時間をかけて運搬・処理しているが、本町ではそれらの自治体の内、行政界を接する町村などと効率的な野生動物の処理・処分方法について、今後は広域的な連携について検討を進めていくことが出来ると考えている。

不燃ごみ及び粗大ごみの破碎・分別処理

現状では、家庭系・事業系ごみとして排出されたものを、一般廃棄物最終処分場で埋立処分されているが、処分場の有効活用・延命化を図っていくためには、埋立内容物の減容化や資源物の回収は有効な方法である。

そのための方法として、現在、手選別により分別作業している『不燃ごみ及び粗大ごみ』を、機械的に破碎・分別処理することについて検討を進めることが必要である。

可燃ごみの処理

現状では、可燃ごみとして焼却処理されるごみには、『紙・布類』が乾ベースで約50%含まれてる。これらの中には、古紙リサイクルや衣類くずのリサイクル(ウエスなど)とすることができるごみも含まれていると想定される。

これらの処理は、標茶町クリーンセンター内で分別することは難しい(手選別作業体制の確立など)が、各家庭でできるリサイクル作業であることから、リサイクルの推進に係る啓蒙啓発及びクリーンセンターに係る負荷(焼却処理費の微増)などを、広く住民に周知していくことが必要である。

5 ごみ処理施設整備の基本方針

5.1 処理施設の整備対象

5.1.1 最終処分場の整備

整備対象地域を標茶町 1 町として、標茶町が最終処分場を整備する。

施設の整備期間は、平成 26 年度から平成 29 年度まで（工事期間は、平成 28～29 年度の 2 ヶ年）を計画し、平成 30 年 3 月竣工を予定する。

表 2.2.5.1 施設整備概要（最終処分場）

項 目	内 容
事業主体名	標 茶 町
施設整備名称	一般廃棄物最終処分場施設
形式及び処理方式	形 式 : 管理型最終処分場 処理方式 : 準好気性埋立 埋立面積 : A=4,200m ² 埋立容量 : V=17,000m ³ 埋立期間 : 2018（平成 30）年から 15 年間の埋立
整備施設の役割	焼却残渣、不燃ごみ、粗大ごみ（不燃）
計画支援事業	測量調査、地質調査、生活環境影響調査、 施設実施設計、発注仕様書作成

5.1.2 熱回収（焼却処理）施設の整備

整備対象地域を標茶町 1 町として、標茶町が熱回収施設として焼却処理施設を整備する。

施設の整備期間は、平成 26 年度から平成 29 年度まで（工事期間は、平成 28～29 年度の 2 ヶ年）を計画し、平成 30 年 3 月竣工を予定する。

表 2.2.5.2 施設整備概要（熱回収施設）

項 目	内 容
事業主体名	標 茶 町
施設整備名称	熱回収（焼却処理）施設
形式及び処理能力	形 式 : ストーカ炉方式（灰溶融炉なし） 処理能力 : 8t/8hr（1 炉）
整備施設の役割	可燃ごみ・生ごみ・粗大ごみの一部を焼却処理する施設 で、可燃ごみからエネルギー回収するとともに、可燃物の 減容・減量化を促進する。
計画支援事業	測量調査、地質調査、生活環境影響調査、 施設実施設計、発注仕様書作成

5.1.3 現有焼却処理施設の解体

新設焼却炉の稼働により、廃炉となる現有焼却処理施設を廃止・解体する。

廃止・解体に係る期間は、平成 30 年度から平成 31 年度まで（解体工事は、平成 31 年度の 1 ヶ年）を計画する。

表 2.2.5.3 廃止・解体施設の概要（現有焼却処理施設）

項 目	内 容
事業主体名	標 茶 町
施設整備名称	焼却処理施設
形式及び処理能力	形 式 : 機械化バッチ焼却水冷式 処理能力 : 13.44t/8hr (1 炉)
廃止・解体施設の役割	可燃ごみ・生ごみ・粗大ごみの一部を焼却処理する施設
計画支援事業	焼却炉解体事前調査（汚染物濃度調査） 焼却炉解体基本計画作成

5.1.4 マテリアルリサイクル（資源化）推進施設の整備

廃止・解体する現有焼却炉の跡地利用として、近接する既存の資源リサイクルセンターと連動した施設として、資源物のマテリアルリサイクル施設を整備し、リサイクル分別作業の効率化などを図る。

なお、当施設の整備においては現有焼却処理施設の解体を伴うものとし、解体を含む施設の整備期間は、平成 31 年度から平成 32 年度まで（工事期間は、平成 32 年度の 1 ヶ年）を計画し、平成 33 年 3 月竣工を予定する。

表 2.2.5.4 施設整備概要（マテリアルリサイクル推進施設）

項 目	内 容（資源化施設）
事業主体名	標 茶 町
施設整備名称	マテリアルリサイクル推進施設（ストックヤード）
建築形式及び施設面積	形 式 : 鉄骨造 地上 1 階建 建築面積 : 300m ²
施設整備の役割	資源の再利用化を促進するため、保管場所となるストックヤードを廃止焼却炉解体跡地に整備する。
計画支援事業	測量調査、地質調査、施設実施設計（造成、建築）

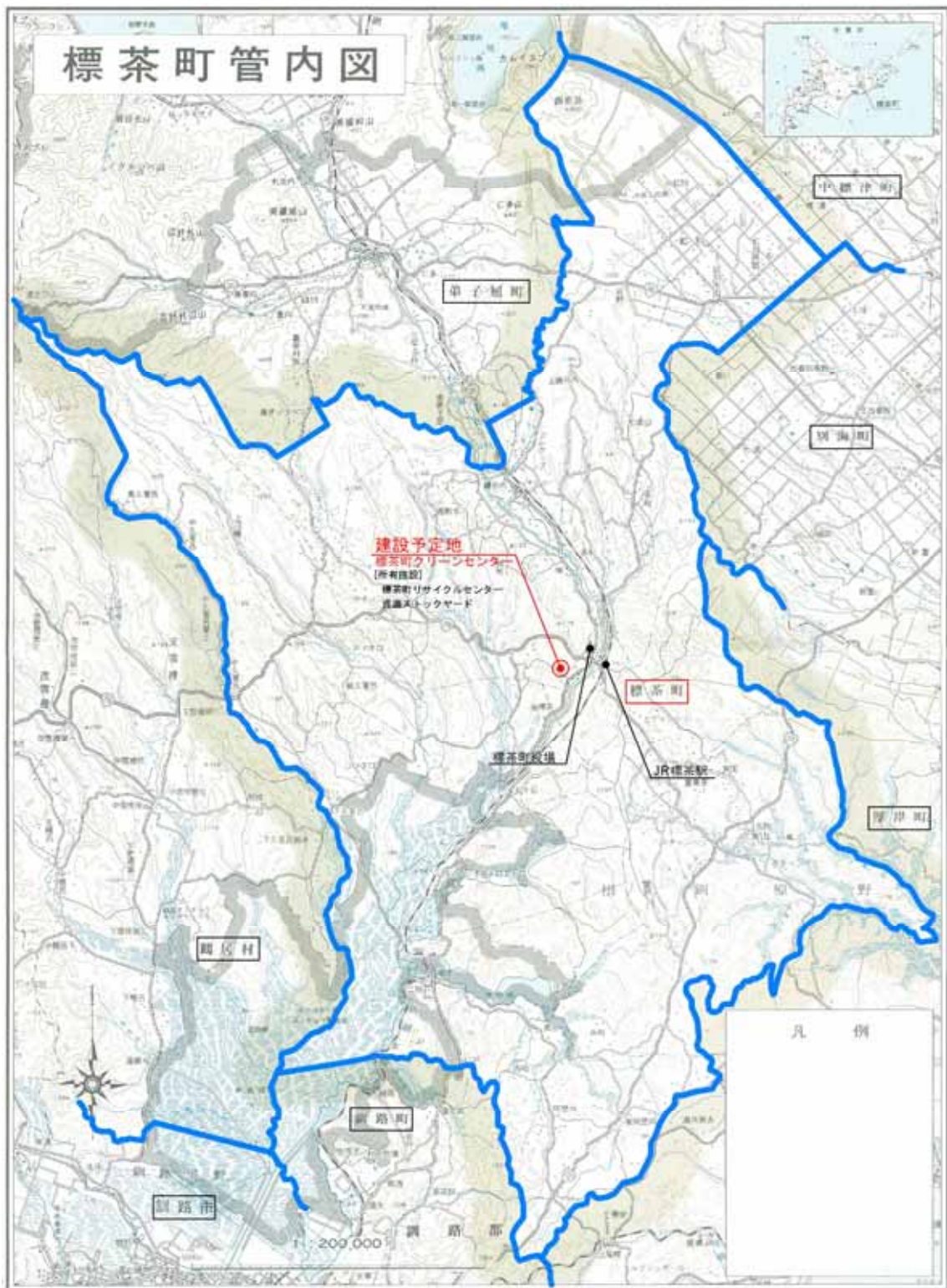


図 2.2.5.1 建設予定地（案）NON SCALE

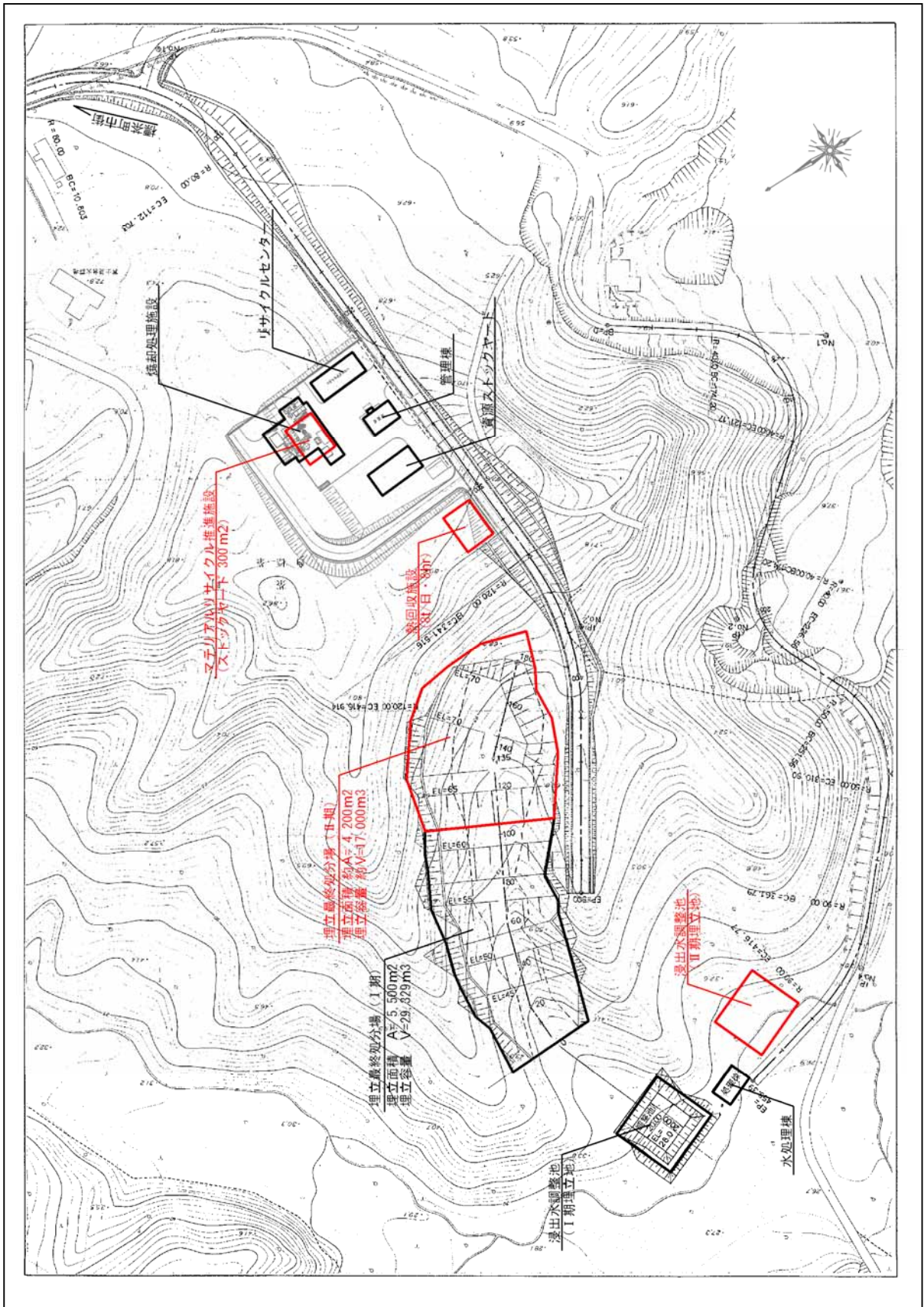


図 2.2.5.2 概略計画整備位置図(案) NON SCALE

第3編 生活排水処理基本計画

第1章 基本方針

1 生活排水処理施設整備の基本方針

本町における、生活排水の処理施設整備の基本方針については、次のとおりとする。

公共下水道（特環含む）・農業集落排水などの集合処理区域については、集合処理施設整備に係る「事業計画」に基づき施設整備を継続しながら、処理区域内の未接続者（単独処理浄化槽の利用者を含む）に対しては、集合処理施設への接続を指導する。

将来とも集合処理施設の整備が困難な地域については、地域の実情を勘案して合併処理浄化槽の普及促進を図る。

現在、単独処理浄化槽を設置している家屋については、生活排水処理を進めるため、個々の状況を勘案しながら合併処理浄化槽への転換を指導していく。

家庭で出来る台所での排水対策、洗濯時の排水対策など、住民への周知を図るため広報・発活動を実施する。

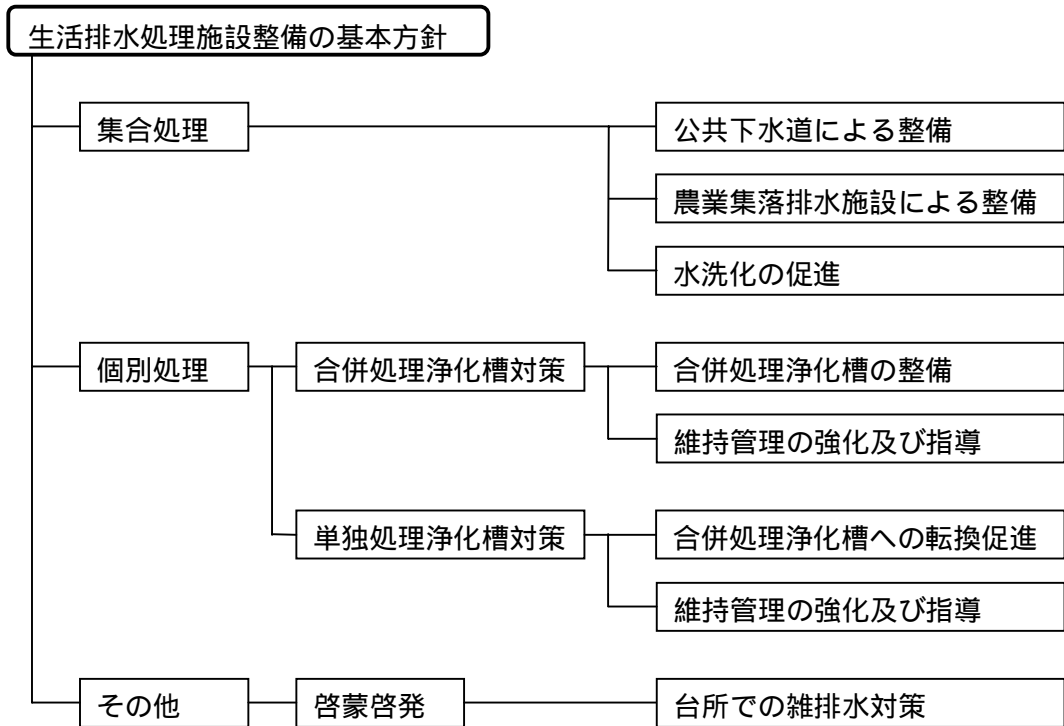


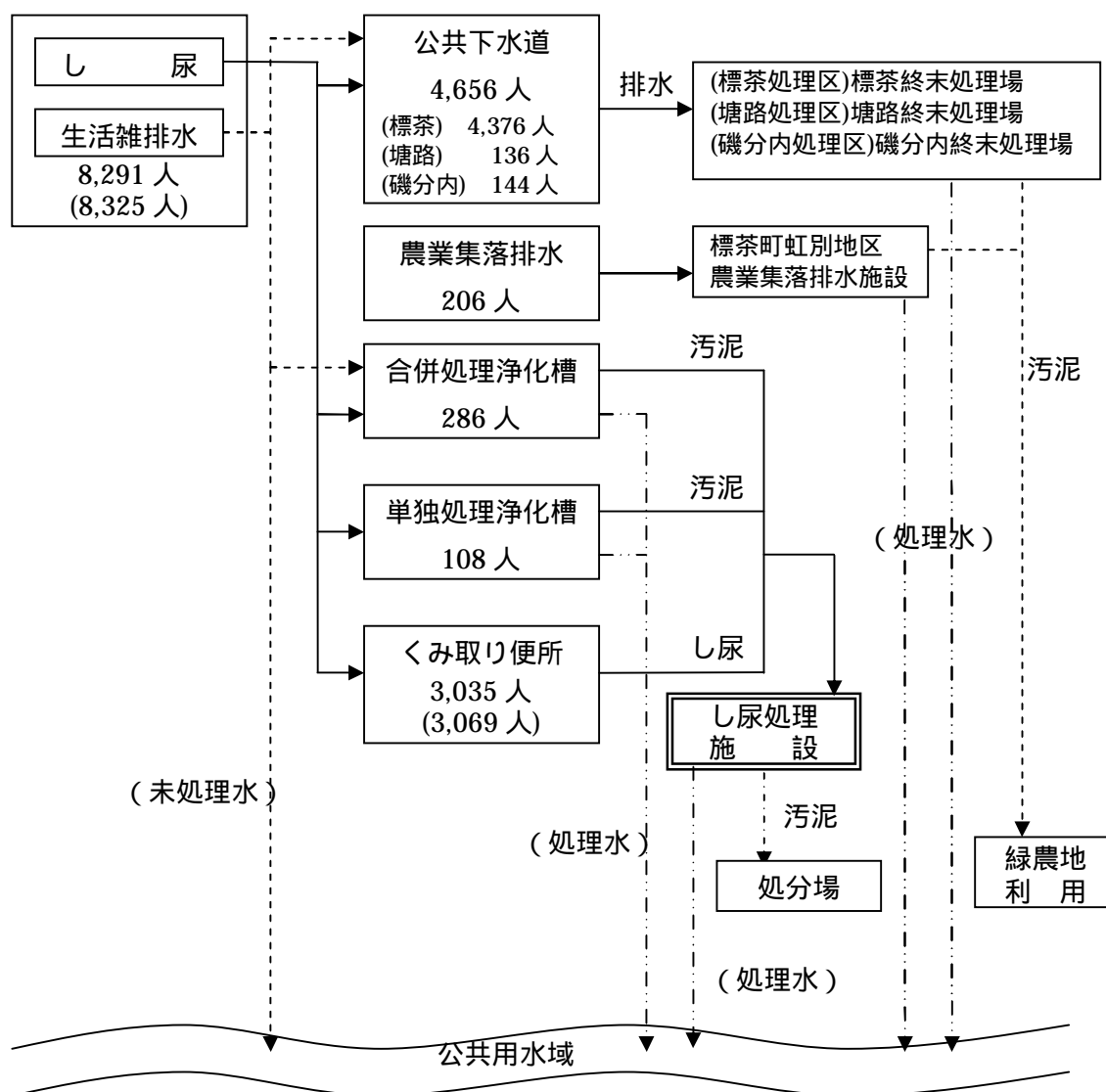
図 3.1.1.1 生活排水処理施設整備の基本方針

第2章 生活排水の排出状況

1 生活排水処理体系の現状

本町の生活排水処理体系の現状としては、現在までに集合処理区域を標茶終末処理場（標茶処理区）・塘路終末処理場（塘路処理区）・磯分内終末処理場（磯分内処理区）及び、標茶町虹別地区農業集落排水施設（虹別地区）において、汚水を処理する公共下水道の処理施設と農業集落排水処理施設が供用開始している。

現状の行政区域内における処理体系は次に示すとおりとなっている。



* . ()内は、外国人人口を含んでいる。

図 3.2.1.1 生活排水処理体系（平成 24 年度末現在）

2 生活排水の処理体系別人口の推移

標茶町における生活排水の現状は、平成 24 年度末現在で生活排水までを処理する公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽人口が行政人口の約 62% (5,148 ÷ 8,291) に達しているが、残り 38% (3,148 人) については、台所・風呂・洗濯に係る雑排水を未処理のまま放流している状況である。下表に、生活排水の処理形態別人口の推移を示す。

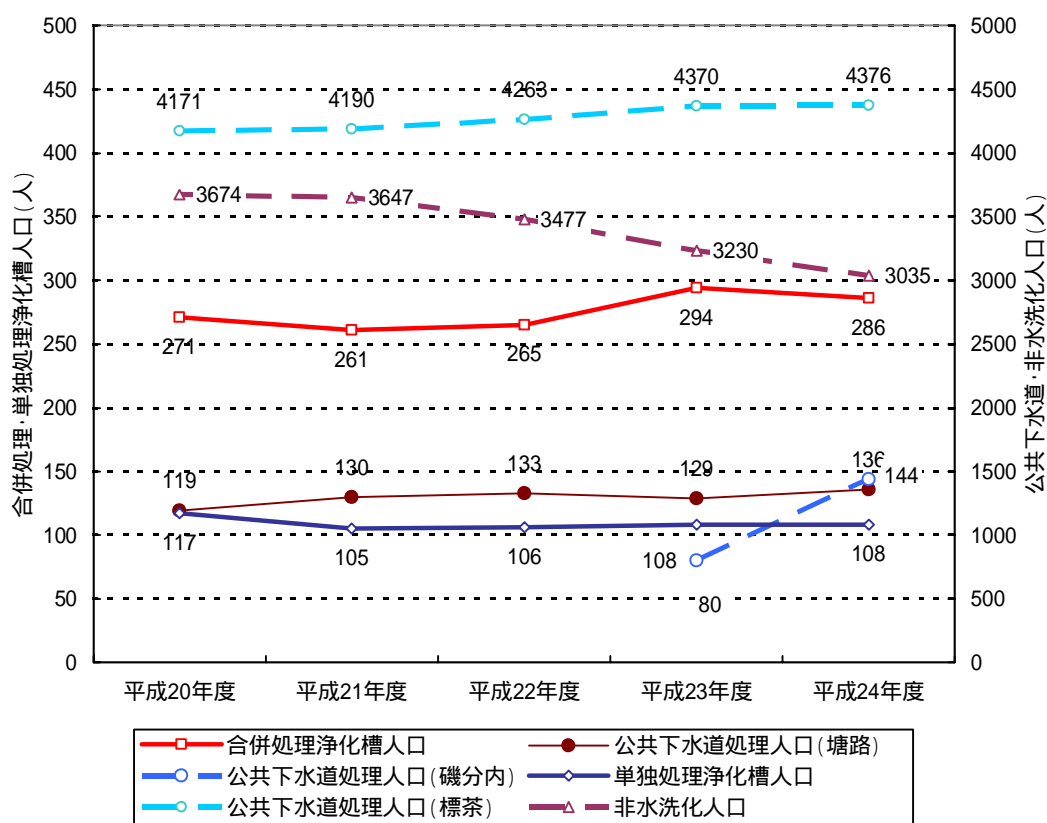


図 3.2.2.1 生活排水の処理形態別人口の推移

(1) し尿処理の状況

標茶町では、行政区域全域から収集されたし尿及び浄化槽汚泥を、標茶町磯分内にある川上郡衛生処理組合（標茶町、弟子屈町の一部事務組合）の「川上郡衛生センター」に運搬している。

以下に、過去 10 年間のし尿及び浄化槽汚泥の収集実績では、し尿収集量は年々減少傾向を示し、浄化槽汚泥の収集量では平成 21 年度以降において増加・横這い傾向で推移している。

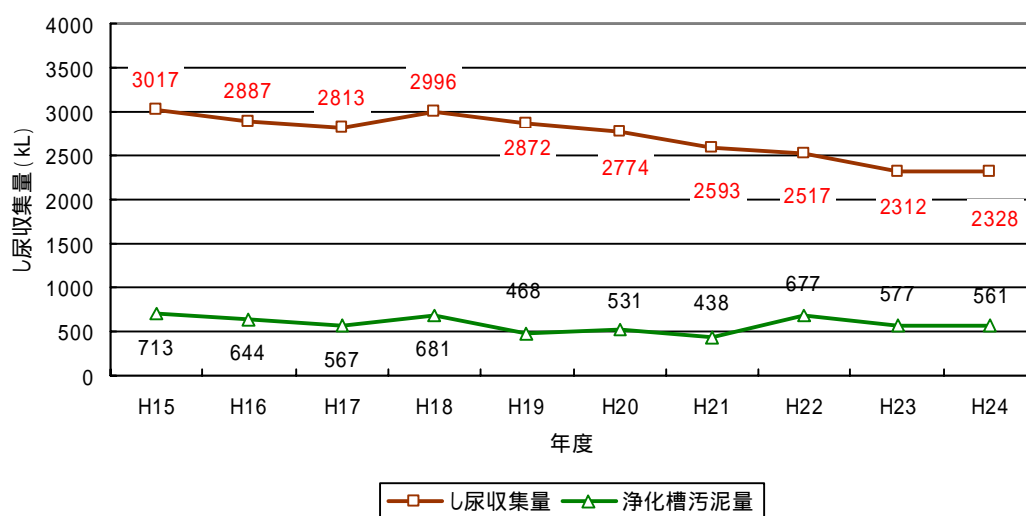


図 3.2.2.2 し尿の収集実績（過去 10 年間）

(2) し尿処理施設の概要

本町のし尿処理場は昭和 48 年度に供用開始し、平成 24 年度末で 39 年が経過する施設である。

表 3.2.2.1 川上郡衛生センター施設の概要

施設名称	川上郡衛生センター
施設所管	川上郡衛生処理組合（標茶町、弟子屈町の一部事務組合）
所在地	北海道川上郡標茶町字熊牛原野西 18 線 9 番の 1～3
処理開始年	1973 年（昭和 48 年）
処理能力	40k ℓ / 日
放流先	一級河川釧路川水系 磯分内川

第3章 生活排水処理基本計画

1 生活排水の処理計画

基本方針に基づき、標茶町における生活排水処理の目標とその内訳、さらに処理形態別人口を以下に示す。

表 3.3.1.1 生活排水処理の目標

区 分	平成 24 年度 (現状)	平成 30 年度 (中間目標)	平成 35 年度 (中間目標)	平成 40 年度 (計画目標)
行政区域内人口(人)	8,291 (8,325)	7,540	7,000	6,480
計画処理 区域内人口(人)	8,291 (8,325)	7,540	7,000	6,480
水洗化・生活雑排水 処理人口(人)	5,148	5,509	5,646	5,735
生活排水処理率	62.1% (61.8%)	73.1%	80.7%	88.5%

* . H24 の () 内は、外国人人口を含めている。

表 3.3.1.2 生活排水処理の内訳

区 分	平成 24 年度 (現状)	平成 30 年度 (中間目標)	平成 35 年度 (中間目標)	平成 40 年度 (計画目標)
1 計画処理区域内人口	8,291 (8,325)	7,540	7,000	6,480
2 水洗化・生活排水 処理人口	5,148	5,509	5,646	5,735
(1)コミュニティ・プラント	-	-	-	-
(2)合併処理浄化槽	286	659	776	915
(3)下水道(標茶)	4,376	4,350	4,380	4,360
(3)下水道(塘路)	136	130	130	120
(3)下水道(磯分内)	144	200	200	190
(4)農業集落排水施設	206	170	160	150
3 水洗化・生活雑排水 未処理人口 (単独浄化槽)	108	83	58	42
4 非水洗化人口	3,035 (3,069)	1,948	1,296	703
5 計画処理区域外人口	-	-	-	-

* . H24 の () 内は、外国人人口を含めている。

(1) 集合処理区域について

公共下水道及び農業集落排水施設により整備されている区域については、実績の水
洗化（接続）から将来値を推計している。

(2) 個別処理（合併処理浄化槽整備）する区域

平成 26 年度から目標年度の平成 40 年度までの浄化槽整備基数

平成 26 年度 35 基 × 1 年間 = 35 基

平成 27～30 年度 30 基 × 4 年間 = 100 基

平成 31～40 年度 10 基 × 10 年間 = 100 基

* .平成 25 年度アンケート調査の解析結果により、平成 26～30 年度の 5 年間
における整備基数を計画し、平成 31 年度以降については町の整備目標とし
て、年間 10 基の整備を見込むものとする。

配布：858 世帯、回収率 31.6%（271 世帯）

事業	整備計画基数 （基）	整備計画人口 （人）	事業期間
浄化槽設置整備事業	235	705	H26～H40

(3) 単独処理浄化槽について

集合処理区域内の単独処理浄化槽（5～10 人槽：5 基・21 人）

公共・標茶区域内 3 基

： 着手から奇数年の 1、3、5 年目に接続換えと計画する。

特環・磯分内区域内 2 基

： 着手から偶数年の 2、4 年目に接続換えと計画する。

集合処理区域外の単独処理浄化槽（5～10 人槽：27 基・87 人）

今後の計画としては、

合併処理浄化槽への転換 : 1 基/年

2 し尿・汚泥の処理計画

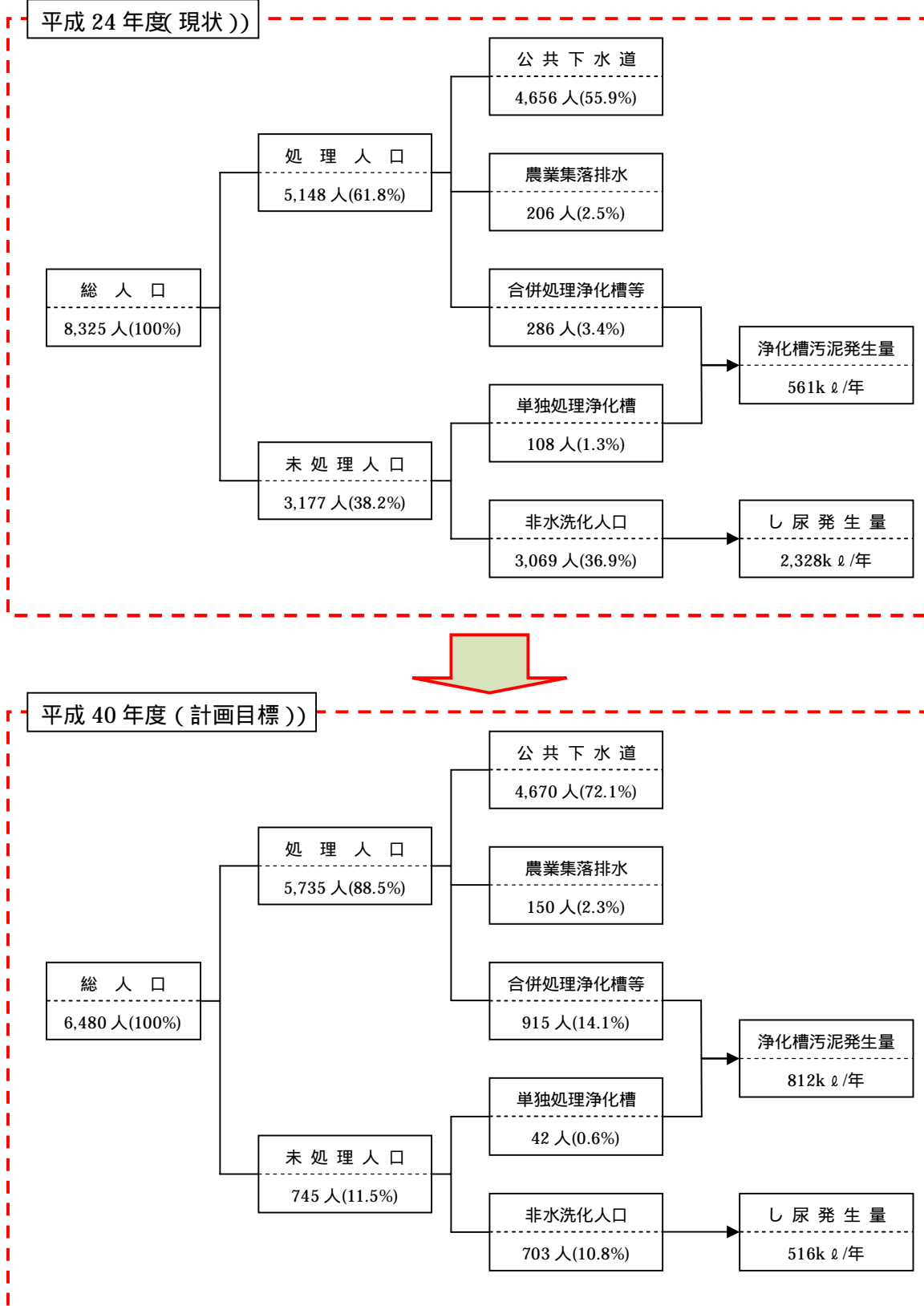


図 3.3.2.1 生活排水の処理状況フロー (平成 24 40 年度)

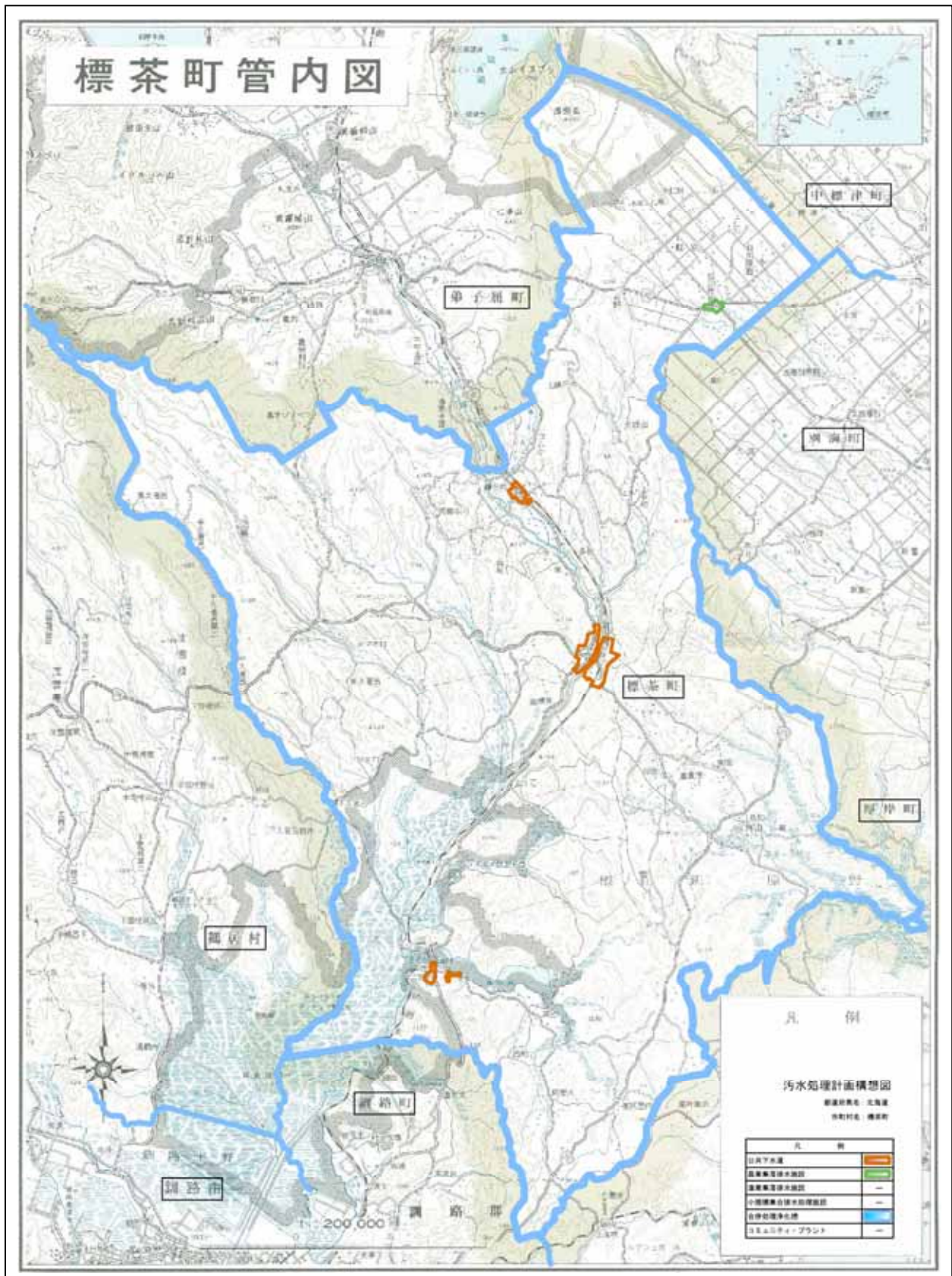


図 3.3.2.2 生活排水処理基本計画図 (NON SCALE)